

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）農学研究科 生物生産学専攻（M）

1. 建学の理念として「人類の健康と福祉に貢献する」を掲げ、本研究科を設置する趣旨として「人々の健康と福祉に資する」旨の説明があるが、教育課程等にその趣旨が反映されていないように見受けられるため、教育課程等を通じてこの趣旨をどのように実現していくのか具体的に説明するか、必要に応じて授業内容を充実すること。（改善事項）
2. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。（是正事項）
3. 社会人の入学を想定している旨の説明があるが、夜間開講や長期履修等に係る記載がなく、社会人学生が履修しやすい環境が整備されているか不明確である。このため、具体的な方策を示した上で、社会人学生が履修しやすい環境が整備されていることを明確に説明すること。（是正事項）
4. 専攻名の英語表記「Department of Applied Biological Science」について、教育課程等から判断するに「Department of Agricultural Science」などに修正することが望ましいとも考えられるが、国際的な通用性を鑑み、「Department of Applied Biological Science」とする理由を養成する人材像を踏まえて明確に説明するか、必要に応じて修正すること。（改善事項）
5. 研究倫理や研究に係るコンプライアンス等を学ぶ科目等が設けられていないように見受けられ、学生に対してどのように研究倫理や研究に係るコンプライアンス等に関する教育がなされるのか不明確であることから、昨今の研究不正事案や関係法令の施行状況等を踏まえ、明確に説明すること。（是正事項）
6. 学術論文の審査体制について「当該大学院生の指導教員は主査および副査を務めることはできない。」旨の説明があるが、本研究科の専任教員の専門分野は多岐にわたり、かつ分野ごとの専任教員の数が少ないことから、審査において専門性が担保されるか懸念があるため、専門性をどのように担保するか明確に説明すること。（是正事項）
7. 社会人や外国人留学生の入学を想定していることから、入学者選抜における社会人選抜や外国人留学生選抜の有無や合否判定の方針について、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえ、改めて明確に説明すること。（是正事項）

8. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(改善事項)
9. 外国人留学生の入学を想定している旨の説明があるが、資格要件や入学後の支援方策等に係る記載がない。このため、外国人留学生に対する在籍管理、日本語能力や経費支弁能力の確認、学修面や生活面等への支援など、本研究科における留学生への対応について、明確に説明すること。(是正事項)
10. 学生確保の見通しに関する以下について明確に説明すること。(是正事項)
 - (1) 在学生へのアンケートの結果をみると、「ぜひ進学したい」と回答する者は、開設初年度入学対象者及び開設2年目入学対象者ともに「0名」であり、いずれも入学定員4名を下回っている。また、「条件が合えば進学したい」と回答する者は開設初年度入学対象者「1名」、開設2年目入学対象者「23名」であるが、「条件」に関する説明やその条件に本研究科がどのように対応するか説明が不十分であることから、本結果をもって入学定員4名を充足する学生を確保することができるとは認められないため、改めて客観的な根拠に基づき分析の上、長期的かつ安定的に学生の確保が可能であることを説明すること。

また、開設初年度の学生確保の見通しに関する客観的根拠が不足している中で、完成年度前に本研究科を設置する必要性が不明確であるため、併せて客観的根拠に基づきその必要性を明確に説明すること。
 - (2) 社会人へのアンケートについて、群馬県農政部職員(技術支援課、農業技術センター、蚕糸技術センター、水産試験場、畜産試験場及び林業試験場)を対象に実施し、「条件が合えば進学したい」と回答する者が一定数いることをもって、「民間企業等にも一定のニーズが存在することを推測させるに足るものである」旨の説明があるが、本結果をもって群馬県農政部職員以外の社会人のニーズがあるとは認められないため、客観的根拠に基づき改めて説明すること。
 - (3) 開設初年度の学生確保について、対象となる既設学部等の3年次の学生(健康福祉学部医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科、薬学部薬学科)からの回答結果をもって説明しているが、薬学部薬学科は6年制であり、開設初年度入学対象者として適切ではなく、本結果をもって開設初年度に入学者を確保できる説明とならないため、客観的根拠に基づき、改めて明確に説明すること。

(是正事項) 農学研究科 生物生産学専攻 (M)

2. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。

(対応)

審査意見にしたがい、カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価方法を具体的に記した項目を追加した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (8 ページ)

新	旧
<p>②カリキュラムポリシー</p> <p>本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 高度の専門知識を身につけるため大学院生の研究課題と関連のある講義科目 8 単位以上の履修を課す。○ 大学院生各自の研究課題に応じて選定する指導教員による履修指導、研究指導のもとで博士論文作成のための「特殊研究」を課す。○ 博士論文作成の過程において、所定の中間報告会における発表を課す。 <p><u>○学修成果の評価方法は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法を示し、試験、レポート、プレゼンテーション、授業参加度および授業貢献度などにより総合的に行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 研究成果を学会発表や学術論文として積極的に公表することを求め、科学者コミュニティへの情報発信と討論を通じた研究者としての資質の向上を促す。○ 研究成果の社会還元を目指す意識を醸成する。	<p>②カリキュラムポリシー</p> <p>本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 高度の専門知識を身につけるため大学院生の研究課題と関連のある講義科目 8 単位以上の履修を課す。○ 大学院生各自の研究課題に応じて選定する指導教員による履修指導、研究指導のもとで博士論文作成のための「特殊研究」を課す。○ 博士論文作成の過程において、所定の中間報告会における発表を課す。○ 研究成果を学会発表や学術論文として積極的に公表することを求め、科学者コミュニティへの情報発信と討論を通じた研究者としての資質の向上を促す。○ 研究成果の社会還元を目指す意識を醸成する。

3. 社会人の入学を想定している旨の説明があるが、夜間開講や長期履修等に係る記載がなく、社会人学生が履修しやすい環境が整備されているか不明確である。このため、具体的な方策を示した上で、社会人学生が履修しやすい環境が整備されていることを明確に説明すること。

(対応)

社会人学生が履修しやすい環境の整備として、本学大学院は大学院規則第8条1項において、いわゆる14条特例に対応した夜間、休日等の開講について定めており、本学既設研究科においてその実施実績がある。本研究科もこれに倣うことになる。また、長期履修制度については大学院規則第8条2項に定めている。さらに、必要に応じて入学前に専門分野や専門英語の勉強会を行うことも計画している。これらについて「教育課程の特色」に「⑥社会人大大学院生のため履修上の配慮」の新たな項目を設けて追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (13ページ)

新	旧
<p>⑥社会人大大学院生のため履修上の配慮</p> <p>本研究科は社会人大大学院生の受け入れを想定しているが、社会人大大学院生は職業上の理由などから履修に際して時間的・地理的な制約があることが予想される。本学大学院は大学院規則第8条1項で「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、教育上特別の必要がある場合には、夜間その他特定の時間若しくは時期において授業又は研究指導を行うことができる。」としており、本学の既設の研究科においても夜間、および土日・祝祭日の開講ならびにオンラインでの対応も加えることで時間的・地理的な負担を減らす取り組みを行っている。また、図書館や事務局窓口についても対象となる大学院生が授業を大学で行うにあたっては、必要に応じて夜間や休日での開館、窓口対応を行っている。本研究科においてもそれを踏襲し、授業や研究指導における社会人大大学院生の負担軽減を図り、少人数制の利点を活かして入学者の希望に応じて柔軟に対応する。また、必要に応じて、入学前の一定期間中に英語専門書の読書勉強会や農学分野の専門勉強会などを実施し、入学後にもスムーズに研究と学修に移行できるよう配慮</p>	<p>(追記)</p>

<p>をする。</p> <p>上記に加えて、本学大学院では大学院学則第8条2項において長期履修制度について定めている。これは主に社会人大学院生の就学を支援するための体制整備であり、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では修了要件単位の修得や論文作成が困難な大学院生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る制度である。この制度により学費を履修期間の年数に応じて均等に分割納入することとなり、年当たりの学費負担額は大幅に低減できるばかりでなく、通常よりも時間をかけて学修・研究を行うことが可能で、職業と学業の両立を支援するものである。</p>	
--	--

5. 研究倫理や研究に係るコンプライアンス等を学ぶ科目等が設けられていないように見受けられ、学生に対してどのように研究倫理や研究に係るコンプライアンス等に関する教育がなされるのか不明確であることから、昨今の研究不正事案や関係法令の施行状況等を踏まえ、明確に説明すること。

(対応)

本学では全ての大学院生と教員に e-ラーニングによるコンプライアンス講習と研究倫理講習の受講を義務付けている。さらに、人を対象とする全ての研究課題は高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程により研究倫理審査委員会の審査を受けている。また、同委員会は毎年 1 回、研究倫理に関する講習会を独自に開催しており、審査対象研究課題をもつ全ての教員・大学院生の受講が義務付けられている。これは本研究科も同様に行われるのでこのことを追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>特に、研究倫理やコンプライアンスについては、昨今のそれらの重要性に鑑み、指導教員による教授・指導だけでなく e-ラーニングの受講を大学院生全員に課す。本学の既設研究科ではすでに全大学院生を対象に、コンプライアンス教育として文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について 研究者向け」の視聴を、研究倫理教育として APLIN による e-ラーニングを課しており、本研究科においてもそれらを実施する。これにより、全員がコンプライアンスや研究倫理に関する一定水準以上の知識を共有し、より高いコンプライアンス・研究倫理意識をもつことができる。加えて、本学では教員・大学院生が実施する人を対象とする研究課題は高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程により研究倫理審査委員会の審査を受けている。また、同委員会は毎年 1 回、研究倫理に関する講習会を独自に開催しており、審査対象研究課題をもつ全ての教員・大学院生の受講が義務付けられている。これらは本研究科においても同様に行われる。</p>	<p>(追記)</p>

6. 学術論文の審査体制について「当該大学院生の指導教員は主査および副査を務めることはできない。」旨の説明があるが、本研究科の専任教員の専門分野は多岐にわたり、かつ分野ごとの専任教員の数が少ないことから、審査において専門性が担保されるか懸念があるため、専門性をどのように担保するか明確に説明すること。

(対応)

本研究科の母体である農学部は専門分野別に生命科学コース、作物園芸システムコース、フードサイエンスコースおよびアグリビジネスコースより構成されている。今回の教員審査において、これらの4コースのうち3コースで4名以上の教員が「D マル合」判定を受けており、教員数が最も少ないアグリビジネスコースでも3名が「D マル合」判定となっている。したがって、指導教員は主査および副査を務めることはできなくとも審査の専門性は十分に担保できると考えている。加えて、本学大学院規則第7条2項により、研究科委員会が認めるときは必要に応じて他の大学の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員会に加えることができるので、審査の専門性をより適切なものとするためにこれを活用する予定であり、この点を追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (30ページ)

新	旧
<p>また、審査における専門性の担保のため、本学大学院学則第7条2項により、研究科委員会が認めるときは必要に応じて他の大学の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員会に加えることができる。</p>	<p>(追記)</p>

7. 社会人や外国人留学生の入学を想定していることから、入学者選抜における社会人選抜や外国人留学生選抜の有無や合否判定の方針について、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえ、改めて明確に説明すること。

(対応)

本研究科では社会人選抜および外国人選抜を一般の選抜を区分することはせず同時に行う。ただし、社会人および外国人留学生では出願資格（外国人留学生のみ）、出願時の提出書類および試験科目に一般の出願者と差異があるので、合否判定の方針とあわせて追記して説明した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (36 ページ)

新	旧
<p>次の 1 から 5 のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学を卒業した者および令和 4 年 3 月卒業見込みの者 2. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者および修了見込みの者 3. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および令和 4 年 3 月修了見込みの者 4. 文部科学大臣の指定した者 5 本大学院研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 <p><u>上記に加えて、外国人留学生については以下に該当するもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>日本語能力試験 N2 相当以上の語学力を有する者</u> 	<p>次の 1 から 5 のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学を卒業した者および令和 4 年 3 月卒業見込みの者 2. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者および修了見込みの者 3. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および令和 4 年 3 月修了見込みの者 4. 文部科学大臣の指定した者 5 本大学院研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (36 ページ)

新	旧
<p>・書類審査</p> <p>本研究科博士前期課程では出願に際し、以下の書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入学志願票（住所、氏名等の基本情報） ②卒業研究の要旨または志望理由書（志望する研究分野および志望理由等） ③学部の卒業（見込）証明書 ④学部の成績証明書 ⑤提出可能なものがある場合は過去の研究 	<p>・書類審査</p> <p>本研究科博士前期課程では出願に際し、以下の書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入学志願票（住所、氏名等の基本情報） ②卒業研究の要旨または志望理由書（志望する研究分野および志望理由等） ③学部の卒業（見込）証明書 ④学部の成績証明書

業績（社会人のみ）

⑥日本語能力に関する証明書類（外国人留学生のみ）

①、③および④によって、志願者の経歴、これまでの学修の状況、取得した資格等、および本研究科への出願資格の有無について確認する。また、②によって、志願者の研究に対する熱意や態度、主たる関心領域、本研究科で取り組む研究分野、志願者の文書作成能力・記述力を確認する。そして、④によって、志願者が、本研究科が求める水準の知識を有するか否か、一般教養や一定の語学力を有するか否かを確認する。社会人の入学希望者においては⑤により研究能力や語学力を確認する。また、外国人留学生については⑥により日本語能力試験 N2 相当以上の語学力があることを確認する。

・筆記試験

筆記試験は、専門科目試験と語学（英語）試験から構成される。本試験では、志願者が博士前期課程での専門教育を受けるに足る素養や基礎知識を有しているか否を見極め、同時に語学力、読解力ならびに記述力を確認する。なお、社会人および外国人留学生については受験者の職業上の経験や学修背景を考慮して専門科目試験は小論文をもって代えることができ、これにより専門教育を受けるに足る素養や基礎知識の有無、および外国人留学生については日本語の語学力について確認する。また、外国人留学生については語学（英語）試験を免除とし、社会人入学希望者についても上記⑤により語学力が確認できる場合は語学（英語）試験を免除する。

①、③および④によって、志願者の経歴、これまでの学修の状況、取得した資格等、および本研究科への出願資格の有無について確認する。また、②によって、志願者の研究に対する熱意や態度、主たる関心領域、本研究科で取り組む研究分野、志願者の文書作成能力・記述力を確認する。そして、④によって、志願者が、本研究科が求める水準の知識を有するか否か、一般教養や一定の語学力を有するか否かを確認する。

・筆記試験

筆記試験は、専門科目試験と語学（英語）試験から構成される。本試験では、志願者が博士前期課程での専門教育を受けるに足る素養や基礎知識を有しているか否を見極め、同時に語学力、読解力ならびに記述力を確認する。

9. 外国人留学生の入学を想定している旨の説明があるが、資格要件や入学後の支援方策等に係る記載がない。このため、外国人留学生に対する在籍管理、日本語能力や経費支弁能力の確認、学修面や生活面等への支援など、本研究科における留学生への対応について、明確に説明すること。

(対応)

本学には日本人学生の国際交流に加えて外国人留学生の支援を目的とした国際交流センターが設置されており、外国人留学生の在籍管理、日本語や学修面、生活面等のさまざまな支援を行っている。また、本学既設研究科において行っている外国人留学生を対象とした学費の減免等を本研究科でも実施する。これらの点と、資格要件、経費支弁能力の確認方法とをあわせて追記して説明した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>⑦外国人留学生のための就学上の配慮</p> <p>本学には日本人学生の国際交流に加えて外国人留学生の支援を目的とした国際交流センターが設置されている。同センターは専任教員のセンター長(イギリス国籍)、特任職員2名で構成されており、職員2名は英語による業務対応が可能である。同センターでは本学に在籍する外国人留学生が週に1回以上は立ち寄って本人の状況報告をさせている。毎月の在籍確認についても同センターで対応している。また、当該外国人留学生の所属学部・研究科事務室と同センターで共有できるよう、当該外国人留学生のデータ閲覧・編集できるシステムを導入している。入学試験における経費支弁の確認については、当該外国人留学生に確認の上、追加資料として預貯金等に関する確認をさせていただくなど、必要に応じて対応する。</p> <p>日本語能力については、原則として日本留学試験N2以上の証明書の写しを出願書類に加えるが、日本語研修の必要性などがあれば、同センター職員1名が日本語教員の資格を有しており、個別対応も可能である。学修について不安な点については、指導教員に確認のうえ、同センター職員から学習支援センター所属非常勤講師や教学部に対して基礎学力向上に向けた対応を要請することで個別対応が可能である。</p> <p>生活面についても同センター職員から必要</p>	<p>(追記)</p>

<p>に応じてアドバイスをすることもでき、不定期ではあるが、オンラインビデオ会議システムを用いて学内外国人留学生と在學生との交流企画を設けるなどしており、当該留学生が学内で孤立しないように対応している。また、本学既設研究科では外国人留学生に対して授業料の減免と高崎健康福祉大学奨学金の優先給付を行っており、本研究科でもこれを踏襲し生活面の支援に役立てる。</p>	
---	--

10. 学生確保の見通しに関する以下について明確に説明すること。

(1) 在学生へのアンケートの結果をみると、「ぜひ進学したい」と回答する者は、開設初年度入学対象者及び開設2年目入学対象者ともに「0名」であり、いずれも入学定員4名を下回っている。また、「条件が合えば進学したい」と回答する者は開設初年度入学対象者「1名」、開設2年目入学対象者「23名」であるが、「条件」に関する説明やその条件に本研究科がどのように対応するか説明が不十分であることから、本結果をもって入学定員4名を充足する学生を確保することができるとは認められないため、改めて客観的な根拠に基づき分析の上、長期的かつ安定的に学生の確保が可能であることを説明すること。

また、開設初年度の学生確保の見通しに関する客観的根拠が不足している中で、完成年度前に本研究科を設置する必要性が不明確であるため、併せて客観的根拠に基づきその必要性を明確に説明すること。

(2) 社会人へのアンケートについて、群馬県農政部職員（技術支援課、農業技術センター、蚕糸技術センター、水産試験場、畜産試験場及び林業試験場）を対象に実施し、「条件が合えば進学したい」と回答する者が一定数いることをもって、「民間企業等にも一定のニーズが存在することを推測させるに足るものである」旨の説明があるが、本結果をもって群馬県農政部職員以外の社会人のニーズがあるとは認められないため、客観的根拠に基づき改めて説明すること。

(3) 開設初年度の学生確保について、対象となる既設学部等の3年次の学生（健康福祉学部医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科、薬学部薬学科）からの回答結果をもって説明しているが、薬学部薬学科は6年制であり、開設初年度入学対象者として適切ではなく、本結果をもって開設初年度に入学者を確保できる説明とならないため、客観的根拠に基づき、改めて明確に説明すること。

審査意見（1）について

（対応）

開設初年度については農学部の完成年度以前であることから、本学他学部の在学生のほか、社会人の入学が中心となる可能性が高い。そこで、社会人の入学ニーズを明確にするためのヒアリングを実施し、入学を希望する者の一部については直接的言質を確保することができたので、新たな資料とともにその点を記載した。開設2年目以降は農学部卒業生が主な入学候補者となることから、本学他学部の在学生の回答は除外して農学部在学生の回答を解析した。次に、長期的な学生確保の可能性については、本学農学部が新入生を対象に実施しているアンケート調査における希望する進路に関する情報を用いて、3月の設置認可申請時には入学前であった2021年新入生（開設4年目の博士前期課程入学候補者）含めて過去3年分のデータを新たに記載・考察した。また、この新入生アンケートは外部業者に委託して実施しており、より客観性の高い資料として在学生

アンケートの結果を補完する意味があるのでその旨記載した。一方、在学生アンケートにおける入学のための「条件」については無記名アンケートであるため回答者に直接確認することができないが、自由記載欄の記入内容から研究内容や学費の点が重要であると推察された。そのため、設置認可後には説明会を開催するなど情報提供を強化して入学者の確保に努める予定であり、その点について新たに記載した。

審査意見（２）について

（対応）

上記の社会人を対象としたヒアリングは群馬県農政部および環境森林部職員に限らず民間企業を含めて幅広く行った。その結果、民間企業や高校教員、農政部以外の群馬県職員などからも入学を希望する意向が得られたので社会人のニーズは幅広く存在すると判断した。この点を記載するとともに、入学希望に関する直接的言質として得られた入学希望書を新たな資料として添付した。

審査意見（３）について

（対応）

在学生アンケートの結果解析のうち、博士前期課程の学生確保に関する解析から薬学部学生のデータを除外して再解析した。そのことにより解析内容の骨子に変化はなかったが、関係する箇所の数値を修正した。

（新旧対応表）

学生確保の見通し等を記した書類（４ページ）

新	旧
<p>【開設初年度の入学生】 本学在学生で、初年度における博士前期課程の入学対象となるのはアンケート調査の完了時点（令和２年 10 月）において大学の学部 3 年生である。本学の学部 3 年生（<u>現 4 年生</u>）でアンケートに回答した者の総数は 84 名（健康福祉学部医療情報学科 15 名、同社会福祉学科 18 名、同健康栄養学科 27 名、薬学部薬学科 24 名）である。<u>ただし、本学薬学部薬学科は六年制であるため、以下の博士前期課程に関する結果の解析からは除外し、健康福祉学部 60 名の回答について述べる。</u>60 名のうち、「現在、本学で計画中の大学院農学研究科（博士前期（修士）課程・博士後期課程）について、興味がありますか」の問いに対して「興味がある」と答えた者が 3 名であった。また、「大学院農学研究科博士前期</p>	<p>【開設初年度の入学生】 本学在学生で、初年度における博士前期課程 1 年生の入学対象となるのはアンケート調査の完了時点（令和 2 年 10 月）において大学の学部 3 年生である。本学の学部 3 年生でアンケートに回答した者の総数は 84 名（健康福祉学部医療情報学科 15 名、同社会福祉学科 18 名、同健康栄養学科 27 名、薬学部薬学科 24 名）である。このうち、「現在、本学で計画中の大学院農学研究科（博士前期（修士）課程・博士後期課程）について、興味がありますか」の問いに対して「大変興味がある」と答えた者が 1 名、「興味がある」と答えた者が 7 名であった。また、「大学院農学研究科博士前期（修士）課程への進学を希望されますか」の問いに対しては「ぜひ進学</p>

(修士)課程への進学を希望されますか」の問いに対しては「ぜひ進学したい」と回答した者はいなかったが、「条件が合えば進学したい」と回答した者が1名であった。これらことから、大学院開設初年度について博士前期課程への進学に興味がある、もしくは進学の意味が一定程度ある者が学内に既に存在することがわかった。解析対象の3年生在籍数244名のうち回答者は60名で、回答率は25%に満たないことを考えれば、進学を考えている者がさらに多くいることが想定される。また、群馬県農政部および環境森林部職員を対象とした社会人入学の意向調査アンケートでは「条件が合えば進学したい」とする者が5名おり、社会人の入学も一定程度期待できる。

今回のアンケート調査では、在学生向け、群馬県農政部および環境森林部職員向けいずれにおいても回答者の多様な意見を聞くための自由記載欄を設けた。そうした意見の中には、「条件が合えば進学したい」の「条件」として研究内容や学費(特に減免制度や奨学金)などの詳細な情報を求めるものが複数あった。このことに関して、後述するように設置認可申請以降は大学院農学研究科について積極的かつ詳細な情報発信を行う予定であり、進学に向けて理解を深めてもらうよう努力していきたい。

以上のことを総合し、本研究科の博士前期課程では開設初年度である令和4年度入学者について、十分な志願者を確保し4名の定員を充足することが見込めると考えたが、後述する社会人を対象としたヒアリングを実施し、さらに確実な見通しを得るようにした。

【開設2年目以降の入学者】

開設2年目以降は本学農学部卒業生が中心的な入学者候補となる。開設2年目に入学志願者の候補となるのはアンケート調査の完了時点(令和2年10月)で学部2年生である。調査時点の農学部2年生(現3年生)でアンケートに回答した者は81名で、このうち「現在、本学で計画中の大学院農学研究科博士前期(修士)課程・博士後期課程について、興味がありますか」の問いに対して「大変興味がある」と答えた者が8名、「興味がある」と答えた者が25名であった。また、「大学院農学研究科博士前期(修士)課程へ

したい」と回答した者はいなかったが、「条件が合えば進学したい」と回答した者が1名であった。これらことから、大学院開設初年度について博士前期課程への進学に興味がある、もしくは進学の意味が一定程度ある者が学内に既に存在することがわかった。調査対象の3年生の回答者は84名で、回答率は23%程度に過ぎないことを考えれば、進学を考えている者がさらに多くいることが想定される。また、群馬県農政部職員を対象とした社会人入学の意向調査アンケートでは「条件が合えば進学したい」とする者が5名おり、社会人の入学も一定程度期待できる。

今回のアンケート調査では、在学生向け、群馬県農政部職員向けいずれにおいても回答者の多様な意見を聞くための自由記載欄を設けた。そうした意見の中には、「条件が合えば進学したい」の「条件」として研究内容や学費(特に減免制度や奨学金)などの詳細な情報を求めるものが複数あった。このことに関して、後述するように設置認可申請以降は大学院農学研究科について積極的かつ詳細な情報発信を行う予定であり、進学に向けて理解を深めてもらうよう努力していきたい。

以上のことを総合し、本研究科の博士前期課程では開設初年度である令和4年度入学者について、十分な志願者を確保し4名の定員を充足することが可能であると判断した。

【開設2年目以降の入学者】

開設2年目以降は本学他学部や他大学、社会人の志願者に加えて、本学農学部の卒業生が志願者候補となる。本学在学生で、開設2年目に入学志願者の候補となるのはアンケート調査の完了時点(令和2年10月)で学部2年生と社会人である。調査対象となった本学の学部2年生でアンケートに回答した者の総数は152名(健康福祉学部医療情報学科24名、同社会福祉学部20名、同健康栄養学科21名、薬学部薬学科16名、農学部生物生産学科71名)である。このうち、「現在、本学で計画中の大学院農学研究科博士前期(修士)課程・博士後期課程について、興味があります

の進学を希望されますか」の問いに対しては「ぜひ進学したい」と回答した者はいなかったが、「条件が合えば進学したい」と回答した者は 22 名に及んだ。これらのことから、開設 2 年目について博士前期課程への進学に興味がある、もしくは進学の意味が一定程度ある者が 農学部 に相当数存在することがわかった。

さらに、開設 3 年目に入学志願者の 主な候補となるのはアンケート調査の完了時点（令和 2 年 10 月）で農学部 1 年生である。農学部 1 年生（現 2 年生）でアンケートに回答した者の総数は農学部生物生産学科 90 名で、このうち「現在、本学で計画中の大学院農学研究科博士前期（修士）課程・博士後期課程について、興味がありますか」の問いに対して「大変興味がある」と答えた者が 10 名、「興味がある」と答えた者が 38 名であった。また、「大学院農学研究科博士前期（修士）課程への進学を希望されますか」の問いに対しては「ぜひ進学したい」と回答した者が 2 名、「条件が合えば進学したい」と回答した者は 29 名であった。これらのことから、開設 3 年目について博士前期課程への進学に興味がある、もしくは進学の意味が一定程度ある者が 農学部 内に相当数存在することがわかった。

これらの結果から、開設 2 年目以降については農学部在学者からの大学院志願者が安定的かつ十分な人数存在し、さらに、前述の群馬県職員をはじめとする社会人の志願者も見込めることから、持続的な定員充足が可能であると判断した。なお、社会人については後述のヒアリング調査により進学ニーズをさらに幅広く調べた。

か」の問いに対して「大変興味がある」と答えた者が 8 名、「興味がある」と答えた者が 30 名であった。両者を合わせた 38 名のうち農学部 2 年生が 33 名であった（他は薬学部 4 名、健康福祉学部 1 名）。また、「大学院農学研究科博士前期（修士）課程への進学を希望されますか」の問いに対しては「ぜひ進学したい」と回答した者はいなかったが、「条件が合えば進学したい」と回答した者は 23 名に及んだ。このうち 22 名が農学部 2 年生であった。これらのことから、開設 2 年目について博士前期課程への進学に興味がある、もしくは進学の意味が一定程度ある者が学内に相当数存在し、その多くが農学部在籍生であることがわかった。

さらに、開設 3 年目に入学志願者の候補となるのはアンケート調査の完了時点（令和 2 年 10 月）で学部 1 年生と社会人である。調査対象となった本学の学部 1 年生でアンケートに回答した者の総数は 205 名（健康福祉学部医療情報学科 20 名、同社会福祉学科 23 名、同健康栄養学科 29 名、薬学部薬学科 33 名、農学部生物生産学科 71 名）である。このうち、「現在、本学で計画中の大学院農学研究科博士前期（修士）課程・博士後期課程について、興味がありますか」の問いに対して「大変興味がある」と答えた者が 11 名、「興味がある」と答えた者が 47 名であった。両者を合わせた 58 名のうち農学部 1 年生が 48 名であった（他は薬学部 4 名、健康福祉学部 6 名）。また、「大学院農学研究科博士前期（修士）課程への進学を希望されますか」の問いに対しては「ぜひ進学したい」と回答した者が 2 名、「条件が合えば進学したい」と回答した者は 30 名に及んだ。これら 31 名のうち 30 名が農学部 1 年生であった。これらのことから、開設 3 年目について博士前期課程への進学に興味がある、もしくは進学の意味が一定程度ある者が学内に相当数存在し、その多くが農学部在籍生であることがわかった。

(新旧対応表)

学生確保の見通し等を記した書類 (8 ページ)

新	旧
<p>③アンケート調査後の情報提供</p> <p>以上のアンケート調査では本研究科に興味を持つ者が比較的多くいる一方で、進学に関しては「条件が合えば進学したい」との回答が主であった。この「条件」について、本アンケートは設置認可申請を準備する段階で行ったもので、教育課程や学費などの詳細について十分な情報提供ができなかった面があり、そのため本研究科に興味を示した者も「条件が合えば進学したい」と回答したものと推測できる。したがって、設置認可後に説明会などを通じて「条件」について十分な情報提供を行うことで学生確保をより確実なものにしたいと考えている。特に、社会人については次項で述べるヒアリングの過程で、授業の実施形態や学費の点に関心が高く、「条件」として重要であることがわかったのでいわゆる「14条特例」による柔軟な授業実施や長期履修制度、入学試験における試験科目、ならびに現在検討している学費の優遇措置などについて設置認可後は積極的な情報提供を行う。なお、必要に応じて、入学前の一定期間中に英語専門書の読書勉強会や農学分野の専門勉強会などを実施し、入学後にもスムーズに研究と学修に移行できるよう配慮をする。</p> <p>④農学部新入生アンケートにおける大学院進学希望者の動向</p> <p>本学農学部では毎年4月の入学時に新入生を対象として、進路希望に関する質問を含む新入生アンケート調査を実施している。この調査は株式会社ナガセに委託して実施しており客観性が確保されたものである。このアンケート調査における希望する進路に関する回答を、農学部が設置された2019年から最新の2021年まで3年間についてみると、大学院進学を希望する者は2019年入学者4名、2020年入学者24名、2021年入学者22名となっている。この調査はあくまでも入学直後のデータであることや、2019年と2020年においては本研究科を設置構想中である旨のみを伝えていることなど、結果の解釈に際して考慮すべき点がある。しかしなが</p>	<p>(追記)</p>

ら、この結果からは本学農学部生に大学院進学ニーズが確実に存在すること、そのニーズは前述の在学生アンケートでは対象とならなかった 2021 年入学生にも安定的に存在することが推測でき、上記の在学生アンケートを補完するものである。

⑤直接的な言質の確保

上記に加えて本研究科設置後当面の入学希望者数をより確実に知るため、社会人の入学希望者を対象にヒアリング調査を実施した。その結果、博士前期課程に関しては 12 名から入学希望の言質を得た。内訳は高校教員 5 名、群馬県職員 3 名、民間企業 2 名、本学教員 1 名、本学非常勤教員 1 名である。いずれも実際に職業人として活動する中でより専門的な知識の必要性を感じたり、より深い研究を行いたいと考える方々である。

博士後期課程に関しては 7 名から入学希望の言質を得た。内訳は群馬県職員 5 名、高校教員 2 名である。いずれも修士の学位を持つが、これまでのキャリアを生かしつつ本研究科において専門的、先端的な研究を行って学位取得を目指す方々である。群馬県職員の 5 名はいずれも研究職として研究を行う方々であり、自身の今後の研究活動のために学位取得を望んでいる。(資料 6「入学希望書」を参照)。

これらの直接的言質を確保したことにより、本研究科に対して群馬県農政部職員に限定されない社会人からの幅広い入学ニーズが存在することが明らかになり、本研究科設置後の学生確保をより確実なものにできたと考えている。

(改善事項) 農学研究科 生物生産学専攻 (M)

1. 建学の理念として「人類の健康と福祉に貢献する」を掲げ、本研究科を設置する趣旨として「人々の健康と福祉に資する」旨の説明があるが、教育課程等にその趣旨が反映されていないように見受けられるため、教育課程等を通じてこの趣旨をどのように実現していくのか具体的に説明するか、必要に応じて授業内容を充実すること。

(対応)

必修科目である「生物生産学特論 A」および「生物生産学特論 B」はいずれもオムニバス形式であるが、その担当教員には食品成分や発酵微生物と健康増進作用との関係、世界およびわが国の食糧生産や人類が直面する食糧問題などを専門分野としている複数の者が含まれている。それらの教員の授業を通じて、食と農に関わる諸問題の解決と、本学の建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」こととの深い結びつきを理解させる。この点を下記のように追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (12ページ)

新	旧
また、オムニバス形式で実施するこれらの必修科目の担当教員には、食品成分や発酵微生物と健康増進作用との関係、世界およびわが国の食糧生産や人類が直面する食糧問題などを専門分野としている複数の者が含まれている。それらの教員の授業を通じて、食と農に関わる諸問題の解決と、本学の建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」こととの深い結びつきを理解させる。	(追記)

4. 専攻名の英語表記「Department of Applied Biological Science」について、教育課程等から判断するに「Department of Agricultural Science」などに修正することが望ましいとも考えられるが、国際的な通用性を鑑み、「Department of Applied Biological Science」とする理由を養成する人材像を踏まえて明確に説明するか、必要に応じて修正すること。

(対応)

審査意見にしたがって専攻名の英語表記を「Department of Agricultural Science」と修正した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (11ページ)

新	旧
<p>また、本研究科は「1研究科1専攻」の計画であり、母体となる農学部が生物生産学科の1学科構成であることに対応させて専攻名は「生物生産学専攻」とする。そして、専攻名の英文表記は「Department of <u>Agricultural Science</u>」とする。</p>	<p>また、本研究科は「1研究科1専攻」の計画であり、母体となる農学部が生物生産学科の1学科構成であることに対応させて専攻名は「生物生産学専攻」とする。そして、専攻名の英文表記は「Department of Applied Biological Science」とする。</p>

8. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

本研究科の完成年度において5名の教員が本学定年規定による定年である65歳を超えて在籍していることになる。これらの者は完成年度末以降には順次退職するため、その補充に関しては、教育研究の継続性を踏まえつつ、経験豊富な教員と若い世代の教員をバランスよく採用してゆく予定である。一方、本研究科の設置にあたって、母体となる本学農学部₁に現在所属する講師以上の専任教員20名が大学院教員として就任するが、そのほかに農学部には助教4名と助手2名が在籍している。したがって、学外からの採用に加えて、既設農学部の助教以下の若手教員について原著論文等の研究業績の蓄積を奨励して上位職階への昇格を促してゆく。この点を下記のように追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (33ページ)

新	旧
<p>一方、開設時点において本学定年規定(資料10「高崎健康福祉大学職員定年規定」参照)による定年である65歳を超える教員が5名いることになる。本研究科の教員が母体である農学部の教員であることに起因している。平成31年(2019年)に農学部を設置した際に、学部の立ち上げ時点から当分の間は、教育・研究・組織運営経験が豊富で、学界や関連産業・業界との幅広いネットワークを有する教員の存在が不可欠だと判断し、比較的年齢が高い層の教員を数多く採用した。その影響で本研究科の担当教員の年齢層も高くなっているが、大学院組織の立ち上げから当面の間は、学部と同様に経験豊富な教員が不可欠であることから妥当な年齢構成であると判断している。ただし、これらの教員は本研究科の完成年度末以降、順次、定年により退職していく。その補充に関しては、退職する教員の専門領域等を勘案しながら、経験豊富な教員と若い世代の教員をバランスよく採用し、既設農学部の教育課程も勘案しながら調整していく予定である。そのために、<u>学外からの採用に加えて、既設農学部の助教以下の若手教員について原著論文等の研究業績の蓄積を奨励して上位職階への昇格を促してゆく。</u></p>	<p>一方、開設時点において本学定年規定(資料10「高崎健康福祉大学職員定年規定」参照)による定年である65歳を超える教員が5名いることになる。本研究科の教員が母体である農学部の教員であることに起因している。平成31年(2019年)に農学部を設置した際に、学部の立ち上げ時点から当分の間は、教育・研究・組織運営経験が豊富で、学界や関連産業・業界との幅広いネットワークを有する教員の存在が不可欠だと判断し、比較的年齢が高い層の教員を数多く採用した。その影響で本研究科の担当教員の年齢層も高くなっているが、大学院組織の立ち上げから当面の間は、学部と同様に経験豊富な教員が不可欠であることから妥当な年齢構成であると判断している。ただし、これらの教員は本研究科の完成年度末以降、順次、定年により退職していく。その補充に関しては、退職する教員の専門領域等を勘案しながら、経験豊富な教員と若い世代の教員をバランスよく採用し、既設農学部の教育課程も勘案しながら調整していく予定である。</p>

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）農学研究科 生物生産学専攻（D）

1. 建学の理念として「人類の健康と福祉に貢献する」を掲げ、本研究科を設置する趣旨として「人々の健康と福祉に資する」旨の説明があるが、教育課程等にその趣旨が反映されていないように見受けられるため、教育課程等を通じてこの趣旨をどのように実現していくのか具体的に説明するか、必要に応じて授業内容を充実すること。（改善事項）
2. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。（是正事項）
3. 社会人の入学を想定している旨の説明があるが、夜間開講や長期履修等に係る記載がなく、社会人学生が履修しやすい環境が整備されているか不明確である。このため、具体的な方策を示した上で、社会人学生が履修しやすい環境が整備されていることを明確に説明すること。（是正事項）
4. 専攻名の英語表記「Department of Applied Biological Science」について、教育課程等から判断するに「Department of Agricultural Science」などに修正することが望ましいとも考えられるが、国際的な通用性を鑑み、「Department of Applied Biological Science」とする理由を養成する人材像を踏まえて明確に説明するか、必要に応じて修正すること。（改善事項）
5. 教育課程において必修となる講義科目がなく、また専門分野ごとに階層のばらつきがあり、カリキュラムにおける体系性が統一されていないため、教育研究の体系性が担保されたカリキュラムとなるよう修正すること。（是正事項）
6. 研究倫理や研究に係るコンプライアンス等を学ぶ科目等が設けられていないように見受けられ、学生に対してどのように研究倫理や研究に係るコンプライアンス等に関する教育がなされるのか不明確であることから、昨今の研究不正事案や関係法令の施行状況等を踏まえ、明確に説明すること。（是正事項）
7. 学術論文の審査体制について「当該大学院生の指導教員は主査および副査を務めることはできない。」旨の説明があるが、本研究科の専任教員の専門分野は多岐にわたり、かつ分野ごとの専任教員の数が少ないことから、審査において専門性が担保されるか懸念があるため、専門性をどのように担保するか明確に説明すること。（是正事項）

8. 社会人や外国人留学生の入学を想定していることから、入学者選抜における社会人選抜や外国人留学生選抜の有無や合否判定の方針について、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえ、改めて明確に説明すること。(是正事項)
9. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(改善事項)
10. 外国人留学生の入学を想定している旨の説明があるが、資格要件や入学後の支援方策等に係る記載がない。このため、外国人留学生に対する在籍管理、日本語能力や経費支弁能力の確認、学修面や生活面等への支援など、本研究科における留学生への対応について、明確に説明すること。(是正事項)
11. 学生確保の見通しに関する以下について明確に説明すること。(是正事項)
 - (1) 在学生及び社会人へのアンケートの結果をみると、「ぜひ進学したい」と回答する者は「0名」であり、入学定員2名を下回っている。また、「条件が合えば進学したい」と回答する者は、開設初年度入学対象者のうち、在学生は「0名」、社会人は「11名」であるが、「条件」に関する説明やその条件に本研究科がどのように対応するか説明が不十分であることから、本結果をもって入学定員2名を充足する学生を確保することができるとは認められないため、改めて客観的な根拠に基づき分析の上、長期的かつ安定的に学生の確保が可能であることを説明すること。また、開設初年度の学生確保の見通しに関する客観的根拠が不足している中で、博士前期課程及び博士後期課程を同時に開設する必要性が不明確であるため、併せて客観的根拠に基づきその必要性を明確に説明すること。
 - (2) 社会人へのアンケートについて、群馬県農政部職員(技術支援課、農業技術センター、蚕糸技術センター、水産試験場、畜産試験場及び林業試験場)を対象に実施し、「条件が合えば進学したい」と回答する者が一定数いることをもって、「民間企業等にも一定のニーズが存在することを推測させるに足るものである」旨の説明があるが、本結果をもって群馬県農政部職員以外の社会人のニーズがあるとは認められないため、客観的根拠に基づき改めて説明すること。

(是正事項) 農学研究科 生物生産学専攻 (D)

2. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。

(対応)

審査意見にしたがい、カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価方法を具体的に記した項目を追加した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (9 ページ)

新	旧
<p>②カリキュラムポリシー 本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度の専門知識を身につけるため大学院生の研究課題と関連のある講義科目 8 単位以上の履修を課す。 ○ 大学院生各自の研究課題に応じて選定する指導教員による履修指導、研究指導のもとで博士論文作成のための「特殊研究」を課す。 ○ 博士論文作成の過程において、所定の中間報告会における発表を課す。 ○ <u>学修成果の評価方法は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法を示し、試験、レポート、プレゼンテーション、授業参加度および授業貢献度などにより総合的に行う。</u> ○ 研究成果を学会発表や学術論文として積極的に公表することを求め、科学者コミュニティへの情報発信と討論を通じた研究者としての資質の向上を促す。 ○ 研究成果の社会還元を目指す意識を醸成する。 	<p>②カリキュラムポリシー 本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度の専門知識を身につけるため大学院生の研究課題と関連のある講義科目 8 単位以上の履修を課す。 ○ 大学院生各自の研究課題に応じて選定する指導教員による履修指導、研究指導のもとで博士論文作成のための「特殊研究」を課す。 ○ 博士論文作成の過程において、所定の中間報告会における発表を課す。 ○ 研究成果を学会発表や学術論文として積極的に公表することを求め、科学者コミュニティへの情報発信と討論を通じた研究者としての資質の向上を促す。 ○ 研究成果の社会還元を目指す意識を醸成する。

3. 社会人の入学を想定している旨の説明があるが、夜間開講や長期履修等に係る記載がなく、社会人学生が履修しやすい環境が整備されているか不明確である。このため、具体的な方策を示した上で、社会人学生が履修しやすい環境が整備されていることを明確に説明すること。

(対応)

社会人学生が履修しやすい環境の整備として、本学大学院は大学院規則第8条1項において、いわゆる14条特例に対応した夜間、休日等の開講について定めており、本学既設研究科においてその実施実績がある。本研究科もこれに倣うことになる。また、長期履修制度については大学院規則第8条2項に定めている。さらに、必要に応じて入学前に専門分野や専門英語の勉強会を行うことも計画している。これらについて「教育課程の特色」に追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (22ページ)

新	旧
<p>また、すでに「(2) 2」博士前期課程の特色」において記載した、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定に基づく休日や夜間を含む柔軟な授業実施および長期履修制度などの社会人大学院生のための履修上の配慮や、外国人留学生のための本学国際交流センターをはじめとする支援を博士後期課程においても全く同様に実施する。</p>	<p>(追記)</p>

5. 教育課程において必修となる講義科目がなく、また専門分野ごとに階層のばらつきがあり、カリキュラムにおける体系的性が統一されていないため、教育研究の体系的性が担保されたカリキュラムとなるよう修正すること。(是正事項)

(対応)

教育研究における体系的性を確保するため、それぞれの大学院生の専門分野にあわせて履修モデルを提示することとし、その点について追記・説明した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (23ページ)

新	旧
<p>4) 博士後期課程において履修を指導する科目と履修順序(配当年次)の考え方および履修モデル</p> <p>博士後期課程においては、全ての講義科目を1年次および2年次に配置し、3年次の1年間を博士論文の作成に専心できるように配慮した。講義科目は全て選択科目とし、各大学院生は各自の研究課題や興味・関心に応じて8単位以上を履修する。博士論文作成のための演習科目「生物生産学特殊研究」は1年次から3年次までの3年間の通年科目(12単位)とし、同一教員の下で継続的に密な研究指導を受けることが可能となるよう配慮している。また、この科目では研究指導のほか、ゼミ活動などを通じて各自の研究分野における内外の文献を熟読論考し、自身の研究の位置付けを理解させ、深い洞察力や課題提起、課題解決能力を養う。なお、講義科目の選択については専門分野における学修の体系的性を確保しつつ、博士論文完成のために必要な幅広く高度な専門知識を身に付けられるよう、大学院生の専門分野に応じて以下のような履修モデルを提示してきめ細かな履修指導を行う。</p> <p>4)ー① 生命科学モデル 【概要と育成する人材】</p> <p>博士後期課程における生命科学モデルは、生命科学を基礎とした食と農に関するジェネラルな知識と技能の上に、生物物理学、ゲノム科学、植物生理学、植物病理学、動物生理学などの高度な専門知識と技能とを身に付け、科学的根拠に基づいた論理的思考力、および問題解決の実践や提案ができる人材を育成する。そして、バイオテクノロジー</p>	<p>4) 博士後期課程において履修を指導する科目と履修順序(配当年次)の考え方</p> <p>博士後期課程においては、全ての講義科目を1年次および2年次に配置し、3年次の1年間を博士論文の作成に専心できるように配慮した。講義科目は全て選択科目とし、各大学院生は各自の研究課題や興味・関心に応じて8単位以上を履修する。博士論文作成のための演習科目「生物生産学特殊研究」は1年次から3年次までの3年間の通年科目(12単位)とし、同一教員の下で継続的に密な研究指導を受けることが可能となるよう配慮している。</p> <p>(以下追記)</p>

やゲノム情報の有効利用などデータ解析能力を修得し、試験研究や商品開発などに携わることのできる高度専門職業人や研究者を養成する。

【履修を指導する科目】

○一年次では「基礎生命科学研究」により、生命科学の中核的な要素である生物物理学、ゲノム科学、植物生理学、植物病理学、動物生理学などの歴史と到達点、およびそれらの研究手法の基本を学ぶ。さらに、研究者が実際に研究活動を行う際に意識すべき研究倫理や研究不正に関し、実例を交えながら解説し研究を遂行するための心構えを構築する。

○二年次では「応用生命科学研究」により、一年次での学修を土台にさらに専門的・先端的な内容として、最新の昆虫のゲノム研究・ホルモン研究、血液の流動性を対象とした血液オロジー・食品のテクスチャーを対象とした食品レオロジーに関する最新の研究、現在求められている植物育種の方向性、植物病原体について国内外の最新の知見、エピゲノム研究における最新の知見、機能性食品に代表されるような食とヒトの健康に関わる研究などについて学ぶ。

○上記の授業を通じて生命科学の要素分野について体系的かつ先端的な知識を身に付けながら、博士論文作成のための演習科目「生物生産学特殊研究」を1年次から3年次までの3年間の通年科目として履修し博士論文の完成に導く。

4)一② 作物園芸システムモデル

【概要と育成する人材】

わが国農業が直面する大きな課題である担い手の不足問題の解決のためには、先端技術の活用による生産性向上を図るいわゆるスマート農業や、作物のゲノム情報を活用するゲノム育種が欠かせない。このような認識のもとつき、博士後期課程における作物園芸システムモデルでは作物学、園芸学および情報システム科学などの先端技術を活用した次世代農業をリードする高度専門職業人や先端的な研究者を養成する。

【履修を指導する科目】

○この履修モデルでは上記の視点に立って、わが国と世界の農業の現状と問題点、そして望ましい未来像と、それを実現する技術

開発と課題について体系的な知識を身につけることを目指す。

○一年次では「作物園芸システム研究Ⅰ」によりわが国と世界の農業の現状と問題点について、作物学、園芸学および農業情報システム学のそれぞれの立場からこれまでの研究成果と課題について学ぶ。

○二年次では「作物園芸システム研究Ⅱ」により、わが国と世界の農業の望ましい未来と、それを実現するための技術開発と課題について、作物学、園芸学および農業情報システム学のそれぞれの立場から最新の研究成果と課題について学ぶ。

○上記の授業を通じて自らの研究分野の意義と社会的要請について幅広い視点から考えつつ、博士論文作成のための演習科目「生物生産学特殊研究」を1年次から3年次までの3年間の通年科目として履修し博士論文の完成に導く。

4)ー③ フードサイエンスモデル

【概要と育成する人材】

フードサイエンスの主な研究対象である食品の役割として、栄養機能、嗜好機能、生体調節機能がある。これらの機能が十全に発揮されるための基盤技術として食品加工技術、微生物を活用した発酵技術、さらには食の安心安全を支える技術がある。博士後期課程におけるフードサイエンスモデルでは、これらの基盤技術とその意義について理解を深める。そのうえで、新分野への展開のための新しい加工技術や発酵技術、食の安全安心を確立する技術を追求する。そして、食の栄養機能、嗜好機能、生体調節機能、安全安心をも合わせた新分野を開拓することができる高度専門職業人や先端的な研究者を養成する。

【履修を指導する科目】

○この履修モデルでは上に述べたような食品の機能とそれを支える基盤技術について幅広くかつ高度な知識を身につけることを目指す。

○一年次では「応用食品学研究」により、おもに伝統野菜の加工品を例にとりその生体調節機能性や嗜好性について概要を知り、さらにそれら機能性を解明するための先端的な解析方法などを含む先端的な研究方法について学ぶ。

- 二年次では「食品安全学研究」により、微生物を利用した発酵技術を例にとりながらその基本的な特徴を知り、かつ、発酵技術が食品保存のための食の安心安全のための伝統的技術であることを学ぶ。さらに、それをうけて食の安全の最重要項目である食品衛生について最新の知見を身につける。
- 上記のように多様な食品機能とそれを支える基盤技術について浩瀚な知識を身につけつつ、博士論文作成のための演習科目「生物生産学特殊研究」を1年次から3年次までの3年間の通年科目として履修し博士論文の完成に導く。

4)ー④ アグリビジネスモデル

【概要と育成する人材】

今日、食料の安定的かつ持続的供給、食品の安全性の担保や食品ロスの削減、環境保全や地球温暖化対策など多様な分野でアグリビジネスが果たすべき役割は増大し続けている。現代のアグリビジネスの対象は、ビジネスとしての営利的側面のみならず、食料の生産過程や労働環境などにも踏み込んだ領域に拡大しつつある。博士後期課程におけるアグリビジネスモデルは、社会科学の観点から、現代のアグリビジネスとその関連産業において中核的役割を担う高度職業専門人や幅広い視点を持つ先端的な研究者を目指すための履修モデルである。

【履修を指導する科目】

- この履修モデルではアグリビジネスについてローカルとグローバルの双方の視点からの学修を深めることを目指す。
- ローカルな視点について、一年次では「フードシステム論」によりアグリビジネスを学ぶ基礎として日本人の食生活、わが国の農業政策および市場流通からなるフードシステムについて知り、この学びを二年次の「地域農業戦略論」に引き継ぐことで、わが国の地域農業を政策、経営および食生活の点から理解するための視座を養う。
- グローバルな視点について、一年次では「資源・環境・農業論」において世界を中心とした食と農業および環境の諸問題を資源・環境経済学の視点から学ばせる。二年次ではこれを発展させ、「国際農業市場論」において国際的な農産物市場の動向、わが国と国際市場との関係などについて学びを

<p>深める。</p> <p>○上記のようにアグリビジネスについてのローカル、グローバル双方の視点を身につけつつ、博士論文作成のための演習科目「生物生産学特殊研究」を1年次から3年次までの3年間の通年科目として履修し博士論文の完成に導く。</p>	
---	--

6. 研究倫理や研究に係るコンプライアンス等を学ぶ科目等が設けられていないように見受けられ、学生に対してどのように研究倫理や研究に係るコンプライアンス等に関する教育がなされるのか不明確であることから、昨今の研究不正事案や関係法令の施行状況等を踏まえ、明確に説明すること。

(対応)

本学では全ての大学院生と教員に e-ラーニングによるコンプライアンス講習と研究倫理講習の受講を義務付けている。さらに、人を対象とする全ての研究課題は高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程により研究倫理審査委員会の審査を受けている。また、同委員会は毎年1回、研究倫理に関する講習会を独自に開催しており、審査対象研究課題をもつ全ての教員・大学院生の受講が義務付けられている。これは本研究科も同様に行われるのでこのことを追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (22ページ)

新	旧
<p>特に、研究倫理やコンプライアンスについては、昨今のそれらの重要性に鑑み、指導教員による教授・指導だけでなく e-ラーニングの受講を大学院生全員に課す。本学の既設研究科ではすでに全大学院生を対象に、コンプライアンス教育として文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について 研究者向け」の視聴を、研究倫理教育として APLIN による e-ラーニングを課しており、本研究科においてもそれらを実施する。これにより、全員がコンプライアンスや研究倫理に関する一定水準以上の知識を共有し、より高いコンプライアンス・研究倫理意識をもつことができる。加えて、本学では教員・大学院生が実施する人を対象とする研究課題は高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程により研究倫理審査委員会の審査を受けている。また、同委員会は毎年1回、研究倫理に関する講習会を独自に開催しており、審査対象研究課題をもつ全ての教員・大学院生の受講が義務付けられている。これらは本研究科においても同様に行われる。</p>	<p>(追記)</p>

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (31 ページ)

新	旧
<p>○指導教員は研究不正・研究倫理について説諭すると共に、本学の例規「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」、「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」等について解説する(資料12参照)。あわせて、全ての大学院生に文部科学省による「<u>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について研究者向け</u>」などの視聴、研究倫理教育として APLIN などによる e-ラーニングを課し、全員がコンプライアンスや研究倫理に関する一定水準以上の知識を共有し、より高いコンプライアンス・研究倫理意識をもたせる。</p>	<p>○指導教員は研究不正・研究倫理について説諭すると共に、本学の例規「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」、「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」等について解説する(資料12参照)。</p>

7. 学術論文の審査体制について「当該大学院生の指導教員は主査および副査を務めることはできない。」旨の説明があるが、本研究科の専任教員の専門分野は多岐にわたり、かつ分野ごとの専任教員の数が少ないことから、審査において専門性が担保されるか懸念があるため、専門性をどのように担保するか明確に説明すること。

(対応)

本研究科の母体である農学部は専門分野別に生命科学コース、作物園芸システムコース、フードサイエンスコースおよびアグリビジネスコースより構成されている。今回の教員審査において、これらの4コースのうち3コースで4名以上の教員が「D マル合」判定を受けており、教員数が最も少ないアグリビジネスコースでも3名が「D マル合」判定となっている。したがって、指導教員は主査および副査を務めることはできなくとも審査の専門性は十分に担保できると考えている。加えて、本学大学院規則第7条2項により、研究科委員会が認めるときは必要に応じて他の大学の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員会に加えることができるので、審査の専門性をより適切なものとするためにこれを活用する予定であり、この点を追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (31 ページ)

新	旧
また、審査における専門性の担保のため、本学大学院学則第7条2項により、研究科委員会が認めるときは必要に応じて他の大学の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員会に加えることができる。	(追記)

8. 社会人や外国人留学生の入学を想定していることから、入学者選抜における社会人選抜や外国人留学生選抜の有無や合否判定の方針について、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえ、改めて明確に説明すること。

(対応)

本研究科では社会人選抜および外国人選抜を一般の選抜を区分することはせず同時に行う。ただし、外国人留学生では出願資格および出願時の提出書類に一般の出願者と差異があるので、合否判定の方針とあわせて追記して説明した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (37ページ)

新	旧
<p>次の1または2のどちらかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修士の学位を得た者および令和4年3月に修士の学位を取得見込みの者 2. 本大学院研究科において、修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認めた者 <p><u>上記に加えて、外国人留学生については以下に該当するもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>日本語能力試験N2相当以上の語学力を有する者</u> <p>試験の具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 <p>本研究科博士後期課程では出願に際し、以下の書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入学志願票 (住所、氏名等の基本情報) ②大学院博士前期課程の修了 (見込) 証明書 ③学部の成績証明書及び大学院博士前期課程の成績証明書 ④学位論文等 (提出可能なものがある場合は過去の研究業績を含む) ⑤希望研究課題の概要 (希望する研究分野、研究課題等) ⑥<u>日本語能力に関する証明書類 (外国人留学生のみ)</u> <p>①、②および③によって、志願者の経歴、これまでの学修の状況、取得した資格等、および本研究科への出願資格の有無について確認する。また、④と⑤によって、志願者の研究に対する意欲、志願者の主たる関心領域、本研究科で取り組む研究領域を確認するとともに、志願者が博士論文にむけて研究を遂行する能力があるか総合的に判断する。また、外国人留学生については⑥により日本語</p>	<p>次の1または2のどちらかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修士の学位を得た者および令和4年3月に修士の学位を取得見込みの者 2. 本大学院研究科において、修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認めた者 <p>試験の具体的な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 <p>本研究科博士後期課程では出願に際し、以下の書類の提出を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入学志願票 (住所、氏名等の基本情報) ②大学院博士前期課程の修了 (見込) 証明書 ③学部の成績証明書及び大学院博士前期課程の成績証明書 ④学位論文等 (提出可能なものがある場合は過去の研究業績を含む) ⑤希望研究課題の概要 (希望する研究分野、研究課題等) <p>①、②および③によって、志願者の経歴、これまでの学修の状況、取得した資格等、および本研究科への出願資格の有無について確認する。また、④と⑤によって、志願者の研究に対する意欲、志願者の主たる関心領域、本研究科で取り組む研究領域を確認するとともに、志願者が博士論文にむけて研究を遂行する能力があるか総合的に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接試験 <p>面接試験は、①志願者による修士論文ないしはその他の研究業績に関するプレゼン</p>

<p><u>能力試験 N2 相当以上の語学力があることを確認する。</u></p> <p>・面接試験</p> <p>面接試験は、①志願者による修士論文ないしは、<u>これまでの職業上の研究などの研究業績に関するプレゼンテーション</u>、②志願者の専門領域に関する口頭試問からなる。</p> <p>①によって、志願者の研究能力や研究成果の発信能力を審査する。また、②によって志願者が、自身が取り組む研究領域において十分な専門知識を有するか否かを判断する。なお、①および②の双方の試験において、志願者のコミュニケーション能力や研究討論のスキルについても確認し、<u>加えて外国人留学生については日本語の語学力を確認する。</u></p>	<p>テーション、②志願者の専門領域に関する口頭試問からなる。</p> <p>①によって、志願者の研究能力や研究成果の発信能力を審査する。また、②によって志願者が、自身が取り組む研究領域において十分な専門知識を有するか否かを判断する。なお、①および②の双方の試験において、志願者のコミュニケーション能力や研究討論のスキルについても確認する。</p>
---	--

10. 外国人留学生の入学を想定している旨の説明があるが、資格要件や入学後の支援方策等に係る記載がない。このため、外国人留学生に対する在籍管理、日本語能力や経費支弁能力の確認、学修面や生活面等への支援など、本研究科における留学生への対応について、明確に説明すること。

(対応)

本学には日本人学生の国際交流に加えて外国人留学生の支援を目的とした国際交流センターが設置されており、外国人留学生の在籍管理、日本語や学修面、生活面等のさまざまな支援を行っている。また、外国人留学生を対象とした学費減免等の支援も実施している。これらの点と、資格要件、経費支弁能力の確認方法とをあわせて博士前期課程の教育課程の特色に追記して説明したが、博士後期課程についてもまったく同様の措置がとられるのでその旨追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (22ページ)

新	旧
<p>また、すでに「(2) 2」博士前期課程の特色」において記載した、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定に基づく休日や夜間を含む柔軟な授業実施および長期履修制度などの社会人大学院生のための履修上の配慮や、外国人留学生のための本学国際交流センターをはじめとする支援を博士後期課程においても全く同様に実施する。</p>	<p>(追記)</p>

1 1. 学生確保の見通しに関する以下について明確に説明すること。

(1) 在学生及び社会人へのアンケートの結果をみると、「ぜひ進学したい」と回答する者は「0名」であり、入学定員2名を下回っている。また、「条件が合えば進学したい」と回答する者は、開設初年度入学対象者のうち、在学生は「0名」、社会人は「11名」であるが、「条件」に関する説明やその条件に本研究科がどのように対応するか説明が不十分であることから、本結果をもって入学定員2名を充足する学生を確保することができるとは認められないため、改めて客観的な根拠に基づき分析の上、長期的かつ安定的に学生の確保が可能であることを説明すること。また、開設初年度の学生確保の見通しに関する客観的根拠が不足している中で、博士前期課程及び博士後期課程を同時に開設する必要性が不明確であるため、併せて客観的根拠に基づきその必要性を明確に説明すること。

(2) 社会人へのアンケートについて、群馬県農政部職員（技術支援課、農業技術センター、蚕糸技術センター、水産試験場、畜産試験場及び林業試験場）を対象に実施し、「条件が合えば進学したい」と回答する者が一定数いることをもって、「民間企業等にも一定のニーズが存在することを推測させるに足るものである」旨の説明があるが、本結果をもって群馬県農政部職員以外の社会人のニーズがあるとは認められないため、客観的根拠に基づき改めて説明すること。

審査意見（1）について

（対応）

本研究科の設置を本学農学部在完成年度に先立って目指す背景には、群馬県、JAグループ群馬および群馬県食品工業協会などからの要請があり、このことはそれら関係団体からの意見書において明らかになっている。したがって、開設初年度から農学部卒業生の博士後期課程進学者が現れるまでの当面の間は社会人の入学が中心となる可能性が高い。そこで、社会人の入学ニーズを明確にするためのヒアリング調査を実施し、入学を希望する者の一部については直接的言質を確保することができたので、新たな資料とともにその点を記載した。一方、群馬県農政部職員および環境森林部を対象としたアンケートにおける入学のための「条件」については、アンケートが無記名方式であるため回答者に直接確認することができないが、上記のヒアリングの結果から研究内容や学費の点が重要であると推察された。そのため、設置認可後には説明会を開催するなど情報提供を強化して入学者の確保に努める予定であり、また、社会人を対象とした学費の減免措置を検討中であることから、それらの点について新たに記載した。

審査意見（2）について

（対応）

本研究科に対する、群馬県農政部および環境森林部以外の社会人からのニーズを明確にするため、前項で述べたヒアリング調査は民間企業や高校教員などを含めて幅広く行った。その結果、群馬県農政部および環境森林部のほか、それ以外の群馬県職員、高校教員などからも入学を希望する意向が得られたので社会人のニーズは幅広く存在すると判断した。この点を記載するとともに、入学希望に関する直接的言質として得られた入学希望書を新たな資料として添付した。

(新旧対応表) 審査意見(1) および(2)に関連する箇所
 学生確保の見通し等を記した書類(8ページ)

新	旧
<p>③アンケート調査後の情報提供</p> <p>以上のアンケート調査では本研究科に興味を持つ者が比較的多くいる一方で、進学に関しては「条件が合えば進学したい」との回答が主であった。この「条件」について、本アンケートは設置認可申請を準備する段階で行ったもので、教育課程や学費などの詳細について十分な情報提供ができなかった面があり、そのため本研究科に興味を示した者も「条件が合えば進学したい」と回答したものと推測できる。したがって、設置認可後に説明会などを通じて「条件」について十分な情報提供を行うことで学生確保をより確実なものにしたいと考えている。特に、社会人については次項で述べるヒアリングの過程で、授業の実施形態や学費の点に関心が高く、「条件」として重要であることがわかったのでいわゆる「14条特例」による柔軟な授業実施や長期履修制度、入学試験における試験科目、ならびに現在検討している学費の優遇措置などについて設置認可後は積極的な情報提供を行う。なお、必要に応じて、入学前の一定期間中に英語専門書の読書勉強会や農学分野の専門勉強会などを実施し、入学後にもスムーズに研究と学修に移行できるよう配慮をする。</p> <p>(④は省略)</p> <p>⑤直接的な言質の確保</p> <p>上記に加えて本研究科設置後当面の入学希望者数をより確実に知るため、社会人を対象にヒアリング調査を実施した。その結果、博士前期課程に関しては12名から入学希望の言質を得た。内訳は高校教員5名、群馬県職</p>	<p>(追記)</p>

<p>員3名、民間企業2名、本学教員1名、本学非常勤教員1名である。いずれも実際に職業人として活動する中でより専門的な知識の必要性を感じたり、より深い研究を行いたいと考える方々である。</p> <p>一方、博士後期課程に関しては7名から入学希望の言質を得た。内訳は群馬県職員5名、高校教員2名である。いずれも修士の学位を持つが、これまでのキャリアを生かしつつ本研究科において専門的、先端的な研究を行って学位取得を目指す方々である。群馬県職員の4名はいずれも研究職として研究を行う方々であり、自身の今後の研究活動のために学位取得を望んでいる。(資料6「入学希望書」を参照)。</p> <p>これらの直接的言質を確保したことにより、本研究科に対して群馬県農政部職員に限定されない社会人からの幅広い入学ニーズが存在することが明らかになり、本研究科設置後の学生確保をより確実なものにできたと考えている。</p>	
---	--

学生確保の見通し等を記した書類（10ページ）

新	旧
<p>なお、本学の既設大学院では、職業を有している等の事情により通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修制度」を設けており、本研究科にもこれを導入する。本学の「長期履修制度」の概要は以下のとおりである。</p> <p>対象者：①職業を有しており、標準修業年限での修了が困難である者 ②家事、育児、介護等の事情があり、標準修業年限での修了が困難である者 ③その他、長期履修の適用に足る事由を研究科委員会において認められた者</p> <p>長期履修期間：原則として1年とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して、大学院学則第4条に規定する最長在学年限を超えることはできないものとする。</p> <p>授業料の納付：</p>	<p>なお、本学の既設大学院では、職業を有している等の事情により通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修制度」を設けており、本研究科にもこれを導入する。本学の「長期履修制度」の概要は以下のとおりである。</p> <p>対象者：①職業を有しており、標準修業年限での修了が困難である者 ②家事、育児、介護等の事情があり、標準修業年限での修了が困難である者 ③その他、長期履修の適用に足る事由を研究科委員会において認められた者</p> <p>長期履修期間：原則として1年とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して、大学院学則第4条に規定する最長在学年限を超えることはできないものとする。</p> <p>授業料の納付：</p>

<p>(1)博士前期課程1年目及び博士後期課程1、2年目については、長期履修を適用しない学生と同様に納付する。</p> <p>(2)博士前期課程2年目、博士後期課程3年目以後については、年額を四期に分けて納付する。</p> <p>(3)長期履修学生が、許可された修業年限の短縮を希望し認められた場合には、短縮することによって生じた授業料の差額を、別に定める期間内に納付する。</p> <p><u>加えて、本研究科では社会人を対象とした独自の学費減免制度を導入することを計画している。</u></p>	<p>(1)博士前期課程1年目及び博士後期課程1、2年目については、長期履修を適用しない学生と同様に納付する。</p> <p>(2)博士前期課程2年目、博士後期課程3年目以後については、年額を四期に分けて納付する。</p> <p>(3)長期履修学生が、許可された修業年限の短縮を希望し認められた場合には、短縮することによって生じた授業料の差額を、別に定める期間内に納付する。</p>
---	---

(改善事項) 農学研究科 生物生産学専攻 (D)

1. 建学の理念として「人類の健康と福祉に貢献する」を掲げ、本研究科を設置する趣旨として「人々の健康と福祉に資する」旨の説明があるが、教育課程等にその趣旨が反映されていないように見受けられるため、教育課程等を通じてこの趣旨をどのように実現していくのか具体的に説明するか、必要に応じて授業内容を充実すること。

(対応)

独立した研究者の養成を目指す博士後期課程においては、本学の建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」と、自らの専門分野や研究課題との深い結びつきを主体的に考え学ぶことが大切である。そこで演習科目においてそれらを討論し明確な意識づけと図ることとし、そのことを下記のように追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (22ページ)

新	旧
演習科目においては、各大学院生の研究内容について討議するだけでなく、 <u>本学の建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」と自身</u> の専門分野や研究課題との関連について考え、 <u>学ぶための討論を行う。</u> そのうえで、 <u>外国語論文を含む文献の研究、現地の視察・調査、国内外の学会・研究集会への参加・発表などを積極的に取り入れ、国際的な研究動向の把握、最新理論の理解を促す。</u>	演習科目においては、各大学院生の研究内容について討議するだけでなく、 <u>外国語論文を含む文献の研究、現地の視察・調査、国内外の学会・研究集会への参加・発表などを積極的に取り入れ、国際的な研究動向の把握、最新理論の理解を促す。</u>

4. 専攻名の英語表記「Department of Applied Biological Science」について、教育課程等から判断するに「Department of Agricultural Science」などに修正することが望ましいとも考えられるが、国際的な通用性を鑑み、「Department of Applied Biological Science」とする理由を養成する人材像を踏まえて明確に説明するか、必要に応じて修正すること。

(対応)

審査意見にしたがって専攻名の英語表記を「Department of Agricultural Science」と修正した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (11ページ)

新	旧
<p>また、本研究科は「1研究科1専攻」の計画であり、母体となる農学部が生物生産学科の1学科構成であることに対応させて専攻名は「生物生産学専攻」とする。そして、専攻名の英文表記は「Department of <u>Agricultural Science</u>」とする。</p>	<p>また、本研究科は「1研究科1専攻」の計画であり、母体となる農学部が生物生産学科の1学科構成であることに対応させて専攻名は「生物生産学専攻」とする。そして、専攻名の英文表記は「Department of Applied Biological Science」とする。</p>

9. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

本研究科の完成年度において5名の教員が本学定年規定による定年である65歳を超えて在籍していることになる。これらの者は完成年度末以降には順次退職するため、その補充に関しては、教育研究の継続性を踏まえつつ、経験豊富な教員と若い世代の教員をバランスよく採用してゆく予定である。一方、本研究科の設置にあたって、母体となる本学農学部₁に現在所属する講師以上の専任教員20名が大学院教員として就任するが、そのほかに農学部には助教4名と助手2名が在籍している。したがって、学外からの採用に加えて、既設農学部の助教以下の若手教員について原著論文等の研究業績の蓄積を奨励して上位職階への昇格を促してゆく。この点を下記のように追記した。

(新旧対応表) 設置の趣旨等を記した書類 (33ページ)

新	旧
<p>一方、開設時点において本学定年規定(資料10「高崎健康福祉大学職員定年規定」参照)による定年である65歳を超える教員が5名いることになる。本研究科の教員が母体である農学部の教員であることに起因している。平成31年(2019年)に農学部を設置した際に、学部の立ち上げ時点から当分の間は、教育・研究・組織運営経験が豊富で、学界や関連産業・業界との幅広いネットワークを有する教員の存在が不可欠だと判断し、比較的年齢が高い層の教員を数多く採用した。その影響で本研究科の担当教員の年齢層も高くなっているが、大学院組織の立ち上げから当面の間は、学部と同様に経験豊富な教員が不可欠であることから妥当な年齢構成であると判断している。ただし、これらの教員は本研究科の完成年度末以降、順次、定年により退職していく。その補充に関しては、退職する教員の専門領域等を勘案しながら、経験豊富な教員と若い世代の教員をバランスよく採用し、既設農学部の教育課程も勘案しながら調整していく予定である。そのために、<u>学外からの採用に加えて、既設農学部の助教以下の若手教員について原著論文等の研究業績の蓄積を奨励して上位職階への昇格を促してゆく。</u></p>	<p>一方、開設時点において本学定年規定(資料10「高崎健康福祉大学職員定年規定」参照)による定年である65歳を超える教員が5名いることになる。本研究科の教員が母体である農学部の教員であることに起因している。平成31年(2019年)に農学部を設置した際に、学部の立ち上げ時点から当分の間は、教育・研究・組織運営経験が豊富で、学界や関連産業・業界との幅広いネットワークを有する教員の存在が不可欠だと判断し、比較的年齢が高い層の教員を数多く採用した。その影響で本研究科の担当教員の年齢層も高くなっているが、大学院組織の立ち上げから当面の間は、学部と同様に経験豊富な教員が不可欠であることから妥当な年齢構成であると判断している。ただし、これらの教員は本研究科の完成年度末以降、順次、定年により退職していく。その補充に関しては、退職する教員の専門領域等を勘案しながら、経験豊富な教員と若い世代の教員をバランスよく採用し、既設農学部の教育課程も勘案しながら調整していく予定である。</p>